証券コード　8138
平成29年６月７日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番８号
三京化成株式会社
代表取締役
社　　長　小　川　和　夫

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　**平成29年６月28日(水曜日)　午前10時**
2. **場　　所**　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報 告 事 項
1. 第91期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

以上

〜〜

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sankyokasei-corp.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sankyokasei-corp.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績や設備投資に加え、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの兆しが見られるなど、緩やかな回復基調が続いていますが、米国の新政権の政策動向、英国のEU離脱問題等の懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、お客さま本位の積極的な営業活動に注力するとともに、市場の変化を先取りした提案型営業活動の推進など、営業施策の強化に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は221億４千８百万円（前年同期比5.9%増）と増収となりましたが、本社ビル建築に係る関連費用の発生により販売費及び一般管理費が増加したこと、また平成27年12月に連結子会社化したキョーワ株式会社が営業赤字となったことなどから、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、それぞれ２億７千２百万円（前年同期比4.7%減）、３億６千４百万円（前年同期比1.3%減）、２億４千１百万円（前年同期比2.3%減）と、いずれも減益となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の単一セグメントから「科学事業」「建装材事業」の２区分に変更しております。当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

［科学事業］

＜土木・建材資材関連分野＞

土木関連分野では、東京外環自動車道等の公共事業によるインフラ整備工事関連が首都圏を中心に堅調で、地盤強化セメント用薬剤や省力工法のＲＣセグメント用薬剤等が上伸、また熊本震災の復興工事関連の地盤補強用パイル生産用途のモルタル添加用薬剤も増加し増収となりました。

建材資材関連分野では、壁紙等の化粧材や外壁塗料用途の関連薬剤やエコ住宅に使用される断熱ウレタンフォーム用薬剤は新規採用があって伸長しましたが、無機ボードの製造処方変更により添加薬剤の使用が大幅に減少したことから減収となりました。

＜情報・輸送機器関連分野＞
情報関連分野では、スマートフォンやタブレット等の情報端末機器用液晶表示部材は、国内生産縮小の影響から関連薬剤は減少しましたが、高機能化が著しい蓄電池用途で放熱資材や絶縁材料に採用拡大があったほか、機能性コート剤に新規採用があって増収となりました。
輸送機器関連分野では、国内の自動車生産が緩やかな回復基調にあるなか、車体周りのシール材用樹脂や防振用樹脂が上伸したほか、新型車用途でも軽量化等の環境対応を背景に機能性特殊プラスチックが増加したこと、また安全装置関連で電装部材に新規採用があったことなどから増収となりました。
＜日用品関連分野＞
日用品関連分野では、製靴関連は依然として末端需要に回復が見られず関連薬剤が苦戦しましたが、化粧品関連は化粧水等の基礎化粧品は低調に推移したものの、ファンデーション等の仕上げ化粧品が好調で同用途の薬剤が伸長したほか、新規分野として室内用芳香剤の容器部材等に採用があり増収となりました。
フィルム関連分野では、菓子用途の汎用軟質包装用フィルムや工業用フィルムは末端需要の低迷や価格競争により苦戦しましたが、生鮮食品や餅・冷凍食品用途で防曇性やガスバリア性の高い高機能フィルムが大幅に上伸し増収となりました。
＜化学工業関連分野＞
繊維関連分野では、車両等に使用される繊維バインダー等の薬剤は回復の兆しが見られましたが、産業用フェルトやフィルターに使用される薬剤や衣料用の繊維加工薬剤は繊維の国内加工の減少や海外市場の低迷により減少し減収となりました。
化学工業関連分野では、フィルムラミネート用接着剤やフィルム印刷インキバインダーは国内需要の低迷により苦戦しましたが、国内の生産活動全般に緩やかな回復傾向が見られ、全体として関連薬剤が堅調に推移したほか、接着剤原料等の輸入化学品の増加もあって増収となりました。
これらの結果、科学事業セグメントの売上高は175億４千万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は３億３千万円（前年同期比8.8%増）となりました。

［建装材事業］
新設戸建住宅の着工件数が住宅ローンの低金利政策効果により好調に推移したほか、集合住宅も相続税対策による影響から特に賃貸住宅需要が堅調で木質什器の関連部材や造作・内装部材が増加したこと、また顧客オリジナル建具も好調に推移したこと、更には連結子会社化によりキョーワ株式会社の売上高が加わったことなどから大幅な増収となりました。
この結果、建装材事業セグメントの売上高は46億７百万円（前年同期比15.9%増）、営業利益は１億２千３百万円（前年同期比21.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は442,656千円であり、その主なものは、本社ビルの建替えであります。

(3) 対処すべき課題

足元の国内経済は、企業収益や雇用に改善の動きが見られるものの、個人消費の回復が足踏みするなど、当社グループを取り巻く経営環境は、予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような環境下にあって、新年度は既存の取引先とのパイプを太くし業績拡大を図る一方、海外４拠点との連携による輸出入の拡大、海外進出企業との取引拡大を通じて中国・ASEAN市場での更なる拡販を図ってまいります。

また、BCMS(事業継続マネジメントシステム)の本格運用、経営に寄与するISO9001・14001の実践活動を通じて経営体質の強化を図るとともに、今年度運用開始予定の基幹システム再構築に向けた取り組みを進めてまいります。

更なる飛躍をめざし、グループ一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第88期 平成26年３月期	第89期 平成27年３月期	第90期 平成28年３月期	第91期 平成29年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	21,387	21,042	20,922	22,148
経常利益（百万円）	582	422	369	364
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△10	172	246	241
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△0.85	13.47	19.01	18.59
総資産（百万円）	13,786	14,329	14,910	15,489
純資産（百万円）	7,840	8,624	8,787	9,028

(注) １株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成29年３月31日現在）

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大同工業株式会社	三重県	千円 10,000	100.0%	住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷
キョーワ株式会社	島根県	千円 33,150	100.0%	家具及び木工製品の製造販売
産京貿易（上海）有限公司	中国上海市	千円 170,000	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 350	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.	ﾀｲ王国ﾊﾞﾝｺｸ市	千タイバーツ 20,000	100.0%	商品の仕入・販売

(6) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
科学事業	土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野における原料・資材となる商品の販売
建装材事業	住宅用部材の販売及び各種木工製品の製造販売

(7) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社・大阪支社	大阪府	名古屋支店	愛知県
東京支社	東京都	山陽営業所	岡山県
浜松支店	静岡県	九州営業所	福岡県

(8) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
164名	８名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　51,850,000株
(2) 発行済株式の総数　　15,600,000株（自己株式2,629,963株を含む。）
(3) 株主数　　2,273名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社新光企画	1,426千株	11.00%
大同生命保険株式会社	800	6.17
株式会社みずほ銀行	630	4.86
三京化成従業員持株会	454	3.50
小川和夫	395	3.05
花王株式会社	351	2.71
グンゼ株式会社	346	2.67
シーアイ化成株式会社	272	2.10
ナカバヤシ株式会社	271	2.09
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	250	1.93

(注) 当社は自己株式2,629,963株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川和夫	営業本部長 大同工業株式会社代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD. 取締役社長
常務取締役	小野敏夫	建装材事業部長 産京貿易（上海）有限公司董事長
常務取締役	袴田晴好	東京支社長 ＳＢ事業部長
取締役	糸原博一	管理部長
取締役	大林和幸	キョーワ株式会社代表取締役社長
取締役	北嶋紀子	弁護士 フェニックス法律事務所共同代表 ダイトロン株式会社社外監査役
常勤監査役	大槻一博	
監査役	福本繁	司法書士
監査役	新谷充則	弁護士
監査役	岡健治	税理士

(注)1. 取締役北嶋紀子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福本繁、新谷充則、岡健治の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大槻一博、岡健治の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役北嶋紀子、監査役福本繁、新谷充則、岡健治の各氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出ている独立役員であります。
5. 当事業年度中に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
小野敏夫	建装材事業部長 産京貿易（上海）有限公司 董事長	産京貿易（上海）有限公司 董事長	平成29年２月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　６名　123,060千円　（うち社外取締役　１名　2,025千円）
監査役　４名　15,070千円　（うち社外監査役　３名　4,410千円）

（注）1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、取締役５名に対する当事業年度に係る役員賞与23,000千円が含まれております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額20,131千円（取締役６名分18,261千円、監査役４名分1,870千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役北嶋紀子氏の兼職先であるフェニックス法律事務所及びダイトロン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北嶋紀子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識を生かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点から、経営に対し適切な助言を行っております。
監査役	福本　繁	当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、司法書士としての実務経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。
監査役	新谷充則	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、監査役会12回中11回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的な知識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。
監査役	岡　健治	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、監査役会12回中11回にそれぞれ出席し、税理士として培ってきた豊富な経験をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,200千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の会計監査人監査の遂行状況、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持・向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議しております。この方針につきましては、内容を適宜見直したうえで改定決議を行っており、現在の内容は次のとおりであります。
（最終改定：平成28年３月22日）

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社役員は、当社グループの経営理念の遂行のために制定した「役員行動規範」に基づき行動し、法令等の遵守及び企業の社会的責任を果たすものとする。
・当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月１回以上開催し、当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督するものとする。
・当社は、取締役会の経営監視機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を選任するものとする。
・常勤監査役は、「監査役会規則」に基づき、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監督するものとする。
・当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。
・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書管理規程」等によって保存・管理を行うものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。特に海外事業所・海外派遣者に対しては、「海外非常事態対策規程」「海外緊急事態対応マニュアル」「海外駐在員対策マニュアル」により、非常時にとるべき行動指針の周知を図るものとする。
・当社は、「情報管理規程」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、「経営会議規程」に基づき、経営会議を毎月1回以上開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。
・当社は、「職務権限規程」「稟議規程」「関係会社管理規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続の明確化、経営管理の効率向上に努めるものとする。
・監査役は、取締役が善管注意義務に基づき行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証を行うものとする。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「三京化成行動規範」「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループの役職員のとるべき行動の基本について周知を図るとともに、必要な教育・研修を実施するものとする。
・当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、当社グループの役職員がいつでも縦覧できるようにするものとする。
・当社は、「内部公益通報保護規程」を制定し、コンプライアンスに関する情報について、相談・通報の窓口（監査室）を設け、当社グループの役職員が直接通報できる体制を構築し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。また、通報内容を守秘するとともに、通報者が不利益を受けないよう努めるものとする。
・当社は、「内部者取引規制管理規程」に基づき、当社グループの役職員による内部者取引を規制し未然防止を図るとともに、内部情報の管理に努めるものとする。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。
・監査室は、当社グループの業務全般に係る内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。
・当社グループ各社は、当社に対し営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告するものとする。
・当社はグループ各社が作成する経営計画（予算等）について、グループ経営基本戦略の視点から関与・指導するとともに、人事労務・財務経理・資金・情報システム等の当社が保有する機能・資産を効率的に活用できるよう支援するものとする。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査業務を補助するため、必要に応じて管理部員を補助使用人に当てることができるものとし、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑧前号⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に係る業務においては、取締役、監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社グループの役職員は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を監査役に報告するものとする。
・取締役及び使用人は、監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく監査役に報告するものとする。
・監査室長は、監査室による監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。
・当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

・監査役は、「監査役会規則」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、必要に応じて取締役、会計監査人及び監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。
・監査役のうち過半数は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。
・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けるものとする。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「内部統制実施基準」に基づき、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その結果を内部統制報告書として公表するものとする。

また、その仕組みが適正に機能しない場合は、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関連法令などに対する適合性を確保するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・当社は、内部統制管理、人権尊重（ハラスメント防止）、労務管理の課題等について、会社幹部向けに教育・研修を実施しました。
・監査室は、内部統制の有効性に関し３事業所について現地監査を実施したほか、全事業所を対象にモニタリング監査を実施しました。
・当社とグループ各社は、各社が作成した経営計画（予算）について、会議体を通じて協議し、事業戦略・事業運営の方向性を確認しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為のなかには、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為のなかには、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

従って、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

②基本方針の実現に資する取り組み

a. 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年７月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報の的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通して、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなるステップへ導き、更なる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

b. 当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供を図るため、中長期的に以下の３つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

(ⅰ)収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル（精密化学品）商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。また、建装材事業にメーカー機能を取り込み、その強化を図るため、平成27年12月に家具及び木工製品の製造販売を主たる事業とするキョーワ株式会社を完全子会社とし、事業基盤の拡充とグループ収益の改善に取り組んでおります。

(ⅱ)海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は平成７年に東洋紡績株式会社（現 東洋紡株式会社）との合弁で香港に三東洋行有限公司を、平成14年には独資でSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.を、また平成19年には独資にて中国上海市に産京貿易（上海）有限公司を設立、更に平成22年にはタイ王国バンコク市にSANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.を独資で設立し、それぞれ営業基盤の拡大を図ってまいりました。これらの海外４拠点と国内６拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

(ⅲ)環境保全と高品質体制の確立

環境保全が企業の社会的責任として益々重要になることを意識し、すべての事業活動において環境保全に心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高めるべく、仕事の標準化、プロセスの可視化を促進し、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確実な提供に努めております。

c.株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

③不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為を未然に防止するため、平成26年５月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」を決議し、そのうえで平成26年６月27日開催の第88期定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

この対応方針は、有効期間を平成29年３月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとしていることから、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論を踏まえ、平成29年６月28日開催予定の第91期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件に、平成29年５月11日開催の取締役会においてこれを一部変更し、「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の継続について」として継続することを決議し、同日付でその詳細を公表いたしました。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレスhttp://www.sankyokasei-corp.co.jp/）に掲載しております。

④上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、上記③の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」においては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会は独立委員会の開催を要請し、買収提案内容及び対抗措置について、同委員会による評価・勧告に原則として従うものとしていること、また対抗措置はあらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当する場合にのみ発動されるものであることから、当社取締役会の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

〜〜〜

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,273,059	流動負債	5,164,079
現金及び預金	888,720	支払手形及び買掛金	3,286,438
受取手形及び売掛金	6,070,719	電子記録債務	1,390,242
電子記録債権	1,496,340	短期借入金	65,491
有価証券	102,230	未払法人税等	89,209
商品及び製品	533,017	賞与引当金	60,792
仕掛品	44,783	役員賞与引当金	23,000
原材料及び貯蔵品	39,323	その他	248,905
繰延税金資産	31,177	固定負債	1,296,592
その他	66,747	長期借入金	190,480
		リース債務	167,501
		役員退職慰労引当金	278,009
		退職給付に係る負債	1,613
		繰延税金負債	509,690
固定資産	6,216,271	再評価に係る繰延税金負債	116,646
有形固定資産	2,046,162	その他	32,652
建物及び構築物	1,041,917	負債合計	6,460,671
機械装置及び運搬具	49,221	（純資産の部）	
土地	892,811	株主資本	7,692,122
建設仮勘定	1,200	資本金	1,716,600
その他	61,010	資本剰余金	1,439,931
無形固定資産	203,083	利益剰余金	5,069,372
投資その他の資産	3,967,025	自己株式	△533,781
投資有価証券	3,778,165	その他の包括利益累計額	1,336,536
退職給付に係る資産	67,325	その他有価証券評価差額金	1,247,767
繰延税金資産	571	土地再評価差額金	65,377
その他	121,062	為替換算調整勘定	23,390
貸倒引当金	△99	純資産合計	9,028,658
資産合計	15,489,330	負債及び純資産合計	15,489,330

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**22,148,005**
売上原価		**19,924,226**
売上総利益		**2,223,778**
販売費及び一般管理費		**1,951,411**
営業利益		**272,367**
営業外収益		
受取利息・配当金	75,746	
持分法による投資利益	10,893	
仕入割引	3,973	
雑収入	19,317	109,931
営業外費用		
支払利息	4,311	
売上割引	5,146	
雑損失	8,100	17,558
経常利益		**364,740**
特別利益		
固定資産売却益	1,999	
投資有価証券売却益	22,444	24,444
特別損失		
固定資産除却損	1,970	1,970
税金等調整前当期純利益		**387,215**
法人税、住民税及び事業税	151,165	
法人税等調整額	△5,040	146,124
当期純利益		**241,090**
親会社株主に帰属する当期純利益		**241,090**

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,798,716**	**流動負債**	**5,043,086**
現金及び預金	656,676	電子記録債務	1,390,242
受取手形	1,424,281	買掛金	3,202,969
電子記録債権	1,489,901	未払法人税等	78,869
売掛金	4,530,495	賞与引当金	59,806
有価証券	102,230	役員賞与引当金	23,000
商品	474,640	リース債務	48,017
前払金	45,371	その他	240,182
短期貸付金	4,992	**固定負債**	**1,053,505**
関係会社短期貸付金	35,000	長期預り保証金	15,481
繰延税金資産	29,592	役員退職慰労引当金	278,009
その他	5,534	繰延税金負債	476,311
固定資産	**6,189,176**	再評価に係る繰延税金負債	116,646
有形固定資産	**1,700,835**	リース債務	167,057
建物	991,805	**負債合計**	**6,096,592**
構築物	20,839	(純資産の部)	
機械及び装置	43,018	**株主資本**	**7,578,123**
工具、器具及び備品	34,227	**資本金**	**1,716,600**
土地	585,811	**資本剰余金**	**1,439,931**
リース資産	23,932	資本準備金	1,433,596
建設仮勘定	1,200	その他資本剰余金	6,334
無形固定資産	**200,538**	**利益剰余金**	**4,955,374**
リース資産	173,634	利益準備金	298,619
その他	26,904	その他利益剰余金	4,656,754
投資その他の資産	**4,287,803**	特別償却準備金	7,864
投資有価証券	3,714,074	別途積立金	4,225,500
関係会社株式	292,027	繰越利益剰余金	423,389
長期貸付金	7,928	**自己株式**	**△533,781**
関係会社長期貸付金	134,500	**評価・換算差額等**	**1,313,176**
破産更生債権等	99	その他有価証券評価差額金	1,247,798
前払年金費用	67,325	土地再評価差額金	65,377
その他	109,067		
貸倒引当金	△37,219	**純資産合計**	**8,891,300**
資産合計	**14,987,893**	**負債及び純資産合計**	**14,987,893**

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		21,041,629
売上原価		19,125,451
売上総利益		1,916,178
販売費及び一般管理費		1,600,283
営業利益		315,894
営業外収益		
受取利息・配当金	95,606	
仕入割引	3,973	
雑収入	12,734	112,314
営業外費用		
支払利息	1,487	
売上割引	5,146	
貸倒引当金繰入額	37,120	
雑損失	3,074	46,828
経常利益		381,380
特別利益		
投資有価証券売却益	22,444	22,444
特別損失		
固定資産除却損	1,970	
関係会社株式評価損	3,314	5,285
税引前当期純利益		398,540
法人税、住民税及び事業税	139,768	
法人税等調整額	△3,688	136,080
当期純利益		262,460

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

三 京 化 成 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 道 幸 靜 児 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三京化成株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

三 京 化 成 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　靜　児　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤　田　貴　大　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三京化成株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

三京化成株式会社　監査役会

常勤監査役　大槻一博 ㊞

社外監査役　福本繁 ㊞

社外監査役　新谷充則 ㊞

社外監査役　岡健治 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境ならびに今後の事業展開等を勘案して、１株につき４円25銭とさせていただきたいと存じます。

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき４円25銭　　総額55,122,657円

なお、当事業年度は中間配当金４円25銭をお支払しておりますので、

１株当たりの年間配当金は８円50銭となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　130,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　130,000,000円

第２号議案　株式併合の件

１．提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月１日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式の併合を行うものであります。

２．株式併合の内容

（１）併合する株式の種類及び割合

当社の普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（２）株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

（３）効力発生日における発行可能株式総数

5,185,000株

３．その他

本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、「単元株式数の変更及び株式併合に関するＱ＆Ａ」を、45ページから47ページに記載しておりますので、ご覧ください。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の簡素化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

（２）第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（公告の方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告の方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,185万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,185,000株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	附則 第１条　第６条及び第８条の変更は、平成29年10月１日をもって効力が発生するものとする。 なお、本条は平成29年10月１日の経過後、これを削除するものとする。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）について、現プランの有効期間が平成29年３月期の事業年度に係る定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることに鑑み、現プラン導入後も引き続き買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論を踏まえ、その取り扱いを検討してまいりました。

その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現プランを更新（以下、更新後の現プランを「本プラン」といいます。）することを、平成29年５月11日開催の取締役会において決議いたしましたので、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理を行っておりますが、基本的なスキームについては現プランからの変更はございません。

本定時株主総会においてご承認いただいた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本プランの継続は、取締役の全員一致により決議され、社外監査役３名を含む当社監査役４名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針として相当と判断する旨の意見を表明しております。

概要については、次のとおりであります。

１．提案の理由

（１）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為のなかには、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為のなかには、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

従って、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

（２）当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年７月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報の的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通して、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなるステップへ導き、更なる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

（３）当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供をはかるため、中長期的に以下の３つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

①収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル（精密化学品）商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。また、建装材事業にメーカー機能を取り込み、その強化を図るため、平成27年12月に家具及び木工製品の製造販売を主たる事業とするキョーワ株式会社を完全子会社とし、事業基盤の拡充とグループ収益の改善に取り組んでおります。

②海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は平成７年に東洋紡績株式会社（現 東洋紡株式会社）との合弁で香港に三東洋行有限公司を、平成14年には独資でSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.を、また平成19年には独資にて中国上海市に産京貿易（上海）有限公司を設立、更に平成22年にはタイ王国バンコク市にSANKYO KASEI（THAILAND）CO.,LTD.を独資で設立し、それぞれ営業基盤の拡大を図ってまいりました。これらの海外４拠点と国内６拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

③環境保全と高品質体制の確立

環境保全が企業の社会的責任として益々重要になることを意識し、すべての事業活動において環境保全に心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高めるべく、仕事の標準化、プロセスの可視化を促進し、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確実な提供に努めております。

（４）株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

２．本プランの必要性

以上のように、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするものであるべきと考えております。

もとより、当社は、前述のように、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを設定しておくことが必要であると判断いたしました。その概要につきましては、別紙１「本プランの概要」をご参照ください。

なお、平成29年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙５「当社の大株主の状況」の記載のとおりであり、現時点において、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。

３．本プランの内容

（１）本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

(注1)：特定株主グループとは、

（ｉ） 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者(同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に規定する保有者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）：議決権割合とは、

（ⅰ） 特定株主グループが、（注1）の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

（ⅱ） 特定株主グループが、（注1）の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

（２）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付の時期、取引の仕組み等
④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
⑤当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
⑥当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
⑦その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（４）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

意向表明書及び必要情報の言語は、追加的に提供いただくものを含め、日本語に限らせていただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適時に開示します。

（３）取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、後記（５）（ⅲ）により、対抗措置の発動に関し株主総会を開催する場合においては、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長（最大30日）することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価･検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

（４）独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します（その概要につきましては別紙２「独立委員会の概要」をご参照ください。）。

独立委員会は３名以上の委員により構成され、当社社外取締役、社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします（独立委員会の委員につきましては別紙３「独立委員会の委員の氏名及び略歴」の各氏を予定しております。）。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

①必要情報が不十分である場合に、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
②当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
③当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
④直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
⑤本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
⑥その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

（５）大規模買付者に対する対応方針

（ⅰ）大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

（ⅱ）大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

(iii)なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することが相当と判断する場合でも、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。株主総会を開催する場合においては、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。また、当社取締役会は、一旦対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または独立委員会の勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対して対抗措置の停止または変更を諮問したうえで、新株予約権を無償取得し対抗措置の停止または変更を行うことがあります。この場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示します。なお、新株予約権の無償取得を複数回行う場合は、いずれも同一の条件とします。

（６）対抗措置の具体的内容

上記（５）により、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討したうえで判断します。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は、別紙４「新株予約権の概要」の記載のとおりですが、この場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

４．株主・投資家に与える影響等

（１）本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様に、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。従って、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

（２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、または大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を選択した際に、新株予約権の無償割当を受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の概要については別紙４「新株予約権の概要」の記載のとおりですが、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

５．本プランの有効期間等

本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合、本プランは発効し、その有効期間は３年間（本定時株主総会終結時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで）とします。本プランの再継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については改めて定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において継続をご承認いただき発効した後であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

６．本プランの合理性

（１）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

（２）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記３にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入・継続されるものです。

（３）株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。また、上記３（５）（ⅲ）記載のとおり、対抗措置の発動にあたって、一定の場合には、株主総会において株主の皆様の意思の確認が行われる場合もあります。さらに、上記５に記載したとおり、本プランには有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

（４）合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（５）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、別紙２「独立委員会の概要」にあるとおり、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（６）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙１

本プランの概要

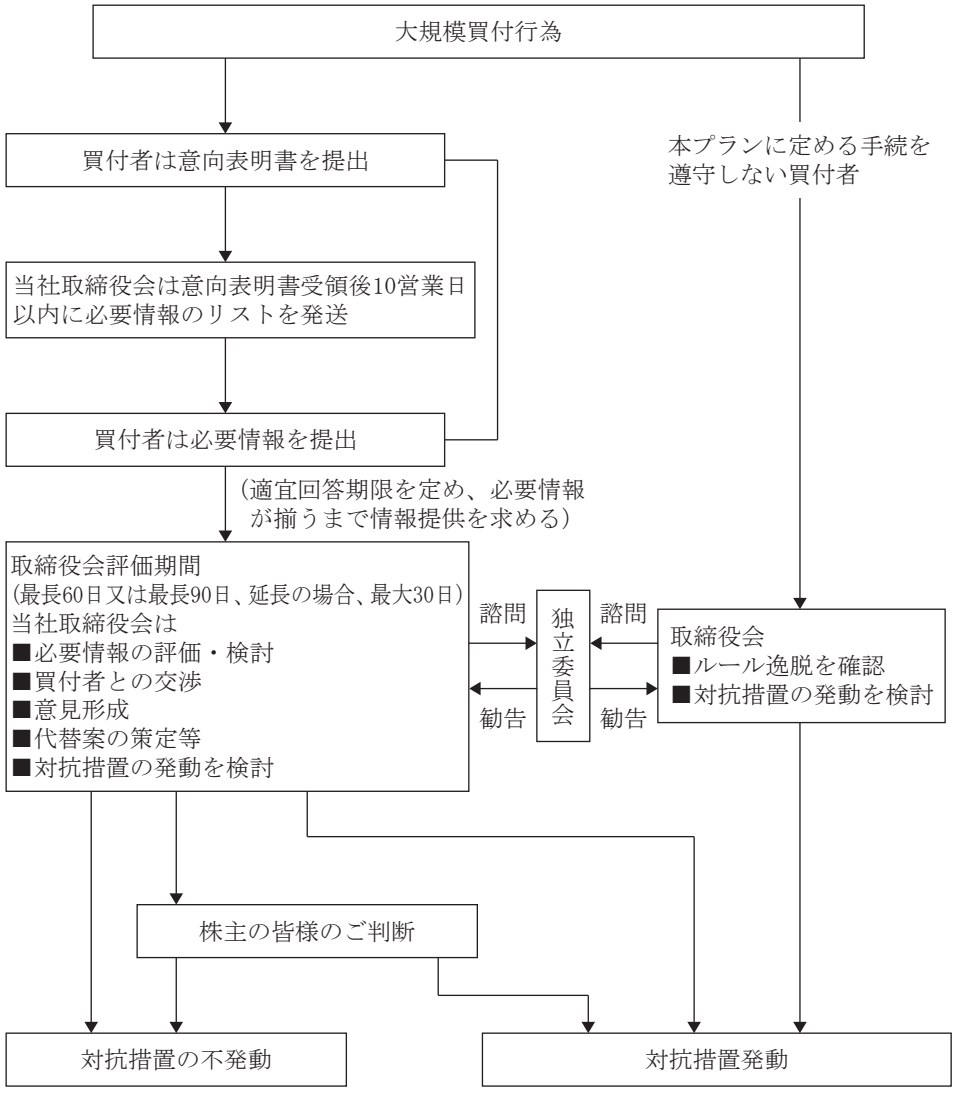
大規模買付行為
買付者は意向表明書を提出
当社取締役会は意向表明書受領後10営業日以内に必要情報のリストを発送
買付者は必要情報を提出
（適宜回答期限を定め、必要情報が揃うまで情報提供を求める）
取締役会評価期間
(最長60日又は最長90日、延長の場合、最大30日)
当社取締役会は
■必要情報の評価・検討
■買付者との交渉
■意見形成
■代替案の策定等
■対抗措置の発動を検討
諮問
勧告
独立委員会
諮問
勧告
本プランに定める手続を遵守しない買付者
取締役会
■ルール逸脱を確認
■対抗措置の発動を検討
株主の皆様のご判断
対抗措置の不発動
対抗措置発動

別紙２

独立委員会の概要

・　独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

・　独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社の社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

・　独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値及び当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動
②買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
③発動または決定した対抗措置の停止または変更
④前３号に準じる重要な事項
⑤その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項

・　独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。

・　独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

別紙３

独立委員会の委員の氏名及び略歴

福本　繁（昭和28年10月16日生）

昭和62年３月	司法書士登録（現任）
平成８年４月	平野町総合事務所所長（現任）
平成12年６月	当社監査役（現任）

＊福本氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

新谷充則（昭和23年10月13日生）

昭和56年４月	弁護士登録（現任）
平成３年４月	新谷充則法律事務所開業（現任）
平成15年６月	当社監査役（現任）

＊新谷氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

北嶋紀子（昭和49年10月25日生）

平成12年10月	弁護士登録（現任）
平成24年１月	フェニックス法律事務所共同代表（現任）
平成27年６月	当社取締役（現任）
平成29年３月	ダイトロン株式会社社外監査役（現任）

＊北嶋氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

以上

新株予約権の概要

１．新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

２．新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

３．新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

４．新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

５．新株予約権の目的となる株式の総数

（１）新株予約権１個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

（２）新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

６．新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める１円以上の額とする。

７．権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

８．譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

９．行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20％以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下、特定株主グループと合わせ「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10．取得条項

（１）当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

（２）前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権１個につき対象株式数と同数の当社普通株式（以下、「交付株式」という。）とし、例外事由該当者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権１個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の社債若しくは新株予約権付社債、当該新株予約権に代わる新たな新株予約権、または交付株式以外の当社株式とする。

11．無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以上

別紙５

当社の大株主の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　51,850,000株
(2) 発行済株式の総数　　15,600,000株（自己株式2,629,963株を含む。）
(3) 株主数　　2,273名
(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
有限会社新光企画	1,426千株	11.00％
大同生命保険株式会社	800	6.17
株式会社みずほ銀行	630	4.86
三京化成従業員持株会	454	3.50
小川和夫	395	3.05
花王株式会社	351	2.71
グンゼ株式会社	346	2.67
シーアイ化成株式会社	272	2.10
ナカバヤシ株式会社	271	2.09
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	250	1.93

(注) 当社は自己株式2,629,963株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以　上

（ご参考）

単元株式数の変更及び株式併合に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．単元株式数の変更とはどのようなことですか。

Ａ１．単元株式の変更とは、株主総会の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。
今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Ｑ２．株式併合とはどのようなことですか。

Ａ２．株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。
今回、当社では、10株を１株に併合することを予定しております。

Ｑ３．単元株式数の変更及び株式併合の目的を教えてください。

Ａ３．全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。
併せて、当社株式につき、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

Ｑ４．株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

Ａ４．株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値への影響はありません。
株式併合後においては、株式併合前と比べて、株主様がご所有の当社株式数は、10分の１となりますが、１株当たりの資産価値は10倍となり、株価につきましても理論上は10倍となります。
具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び資産価値等は、理論上、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	
ご所有株式数	1,000株	100株	10分の１
株価	250円	2,500円	10倍
資産価値	250,000円	250,000円	変化なし

Ｑ５．所有株式や議決権はどうなりますか。

Ａ５．株式併合により、株主様がご所有の当社株式数は、平成29年９月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の１を乗じた株式数（１株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき１個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	３個	300株	３個	なし
例②	1,080株	１個	108株	１個	なし
例③	1,003株	１個	100株	１個	0.3株
例④	800株	なし	80株	なし	なし
例⑤	137株	なし	13株	なし	0.7株
例⑥	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、１株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、または自己株式として買い取り、その代金を端数株式が生じた株主様に対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

その代金につきましては、平成29年12月上旬にお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うことになります。

なお、効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは1,000株に不足する株式の買増しをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることもできます。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社まで、また証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座の株主様）は、東京証券代行株式会社までお問い合わせください。

Ｑ６．受け取る配当金への影響はありますか。

Ａ６．株主様がご所有の当社株式数は、株式併合により10分の１となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を１株に併合）を勘案して１株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由とした株主様の受取配当金額への影響はありません。但し、株式併合により生じた端数株式（１株に満たない株式）につきましては、上記のとおり、当社株主としての地位を失うことになるため、配当は生じません。

Ｑ７．今後の具体的なスケジュールを教えてください。

Ａ７．次のとおり予定しております。

平成29年６月28日	第91期定時株主総会
平成29年９月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年９月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月１日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬	株式割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がありましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

東京証券代行株式会社

電話　0120－49－7009（フリーダイヤル）

受付時間　平日 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
電話(06)4705－2411

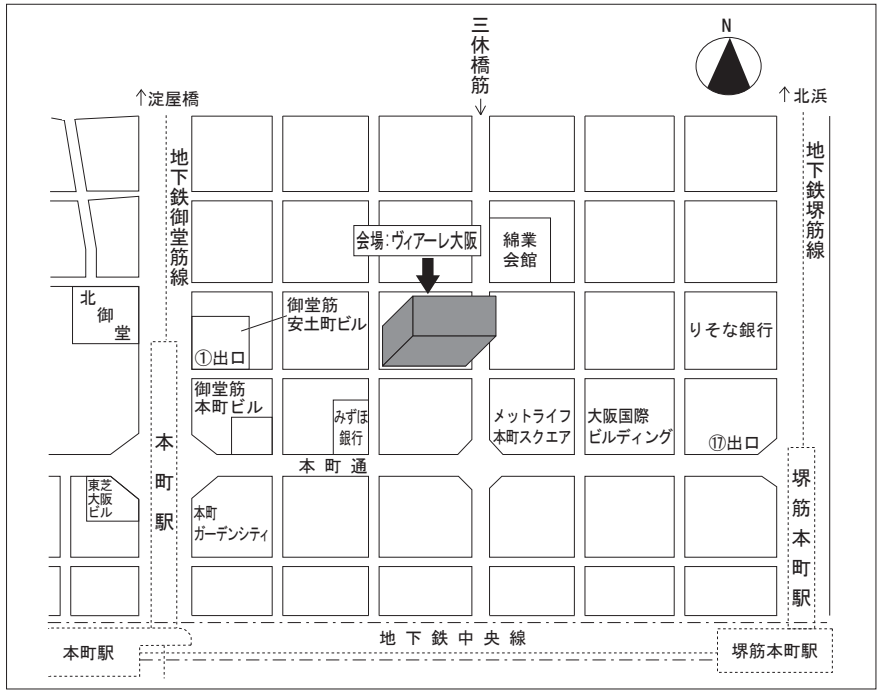

◎　地下鉄御堂筋線　本町駅①番出口から徒歩３分

◎　地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。